

## 令和 5 年度環境配慮契約法基本方針検討会（第 1 回）議事録

出席委員：秋鹿委員、梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、原委員、藤野委員、野城委員、  
山地委員（五十音順）  
（赤司委員ご欠席）

1. 日 時 令和 5 年 7 月 24 日（月）16:00～17:50

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局：本日は、お忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、令和 5 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の検討会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議での具体的なお発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。本検討会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

平尾課長：環境省大臣官房環境経済課長の平尾と申します。ご挨拶が遅れましたが、7 月 1 日付で着任をいたしました。委員のみなさま方におかれましては、ご多忙の中、ありがとうございます。グリーン購入法と相まって、非常に重要な分野と認識しております。GX ということで今年国会も通ったわけですが、政府自身の行動というところもますます注目が集まっていると思っております。昨年度からの検討課題もあると承知をしております。委員のみなさまにおかれましては、今年度もご指導を賜りたいというふうに思っております。忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：（Web 会議システムについて説明：省略）

事務局：（委員紹介、座長選出：省略）

事務局：以降の議事進行を梅田座長にお願いいたします。

梅田座長：選任いただきまして、誠にありがとうございます。微力ながら、本年度も務めさせていただきますと思います。本日は本年度の第 1 回ということで、本年度もよろしくお願いいたします。議事に入ります前に、事務局から本日の予定、検討会の資料の確認をお願いいたします。

### ◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、18 時までの 2 時間を予定しております。

#### ◇配布資料の確認

事務局：資料は21日に事前送付をさせていただいております。お送りしました議事次第に、本日の資料一覧を記載してあります。

#### 配 布 資 料

- 資料1 令和5年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料2 令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等(案)
- 資料3 令和5年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案)
- 参考資料1 環境配慮契約に関する提案募集について
- 参考資料2 令和5年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

### 3. 議 事

梅田座長：ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。議事にありますように、「令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について」「検討スケジュールについて」の2点が挙げられます。例年のように、年度当初ですので、「令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について」が議論の中心となります。本年度の検討方針・課題等として、資料2について、事務局よりご説明いただいて、その後委員のみなさまのご質問、ご意見を伺うこととしたいと思います。資料の説明をお願いいたします。

#### (1) 令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について

環境省：(資料2、参考資料1説明：省略)

梅田座長：ありがとうございました。以上が資料2の説明で、参考資料1については本年度提案がなかったということで、以上で終わりということになると思います。資料2は、今年度の環境配慮契約法基本方針の検討方針・課題等ということでしたが、ただいまのご説明について、各契約類型のご担当の委員から補足のご意見をいただきまして、その後、他の委員のみなさまからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。説明いただいた資料の順番に沿って議論を進めたいと思っております。まず「電気の供給を受ける契約」、次に「建築物に係る契約」、3番目に「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」というかたちで示されております。電力専門委員会、建築物専門委員会に関しては、本年度も継続して設置するということをご了承いただいております。まずは「電気の供給を受ける契約」について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。電力専門委員会の山地委員、よろしく願いいたします。

山地委員：電気については今年度も専門委員会を開催することになっているのですが、検

討項目は基本的にはこれまでと同じではありますが、最近の状況変化を踏まえて、議論を進めていきたいと思えます。今年度、特に対応することはないのですが、NDCは5年ごとにアップデートすることになっており、10年先ということなので、ここ2、3年程度で2035年目標が出てくるわけです。そうすると、温暖化対策計画、政府実行計画も目標引き上げの方向になっていくと思うのですが、そこに対応することも頭の中に入れておきたいと思えます。もうひとつは、項目は基本的には今までと同じだと言いましたけれども、先ほどの説明の中の、その他の検討項目の中に「昨今の電力事情による電気の供給を受ける契約への影響等の把握及び必要に応じた対応策等の検討」ということで、ウクライナもあるのですが、その前からかなり燃料費が上がっていて、規制料金も引き上げになったりしたわけですが、その部分を指しています。説明の中では、最終保証契約の方が安くなったので、こちらに逃げている人たちがだいぶいたのですが、それも収まってきているということの説明がありました。それもあります、もうひとつ旧一電のカルテル問題があります。カルテルはひょっとして入札制限になるかもしれないので、カルテル問題も含めて、その他の②についても議論していきたいと思っております。私からは以上です。

梅田座長：ありがとうございます。次に、電力専門委員会の藤野委員からお願いします。

藤野委員：10ページで、フォローアップの方を、公表をやっていただいているところなのですが、意味あるフォローアップになるように、自主的・積極的な取組を促すことが大事であり、政府が率先してやる姿をきちんと見せることが、温暖化対策、基礎自治体、すべての自治体、事務事業編が義務化されておりますし、また実行計画の方も、策定義務化、努力義務化みたいなことが進んでおるところで、やはり政府は、昨今いろいろな事情があろうとも、積極的に再エネを導入することが必要です。私は委員ではありませんけれども、建築物も、できるタイミングで良くしていかないとエネルギーが垂れ流しになってしまいますので、その姿勢は貫いてやるというところで、自主的・積極的な取組についてやりつつも、かなり事務局なり関連機関がフォローアップして、あまりちゃんとやっていただけないところについては、できない理由を潰しながら、なんとかできるように一緒にやっていくというところを、専門委員会の時に詳しく議論できたらと思っております。以上です。この後、移動があつて、すぐに抜けてしまいます。申し訳ありません。ありがとうございました。

梅田座長：ありがとうございました。専門委員会のお二方からご意見をいただきましたが、他の委員のみなさま、ご質問、ご意見等あれば、お願いいたします。電力専門委員会には重い課題をたくさん抱えていただいておりますけれども、他の委員から、何かコメントございませんでしょうか。

秋鹿委員：重い課題と軽い課題と、軽い方から言いますと、事務局でご用意いただく統計資料に西暦と和暦が入り乱れているんですね。国の方は、2、30年前に西暦を主に使

うと決めたという記憶があるのですが、ひとつ示すのであれば西暦にして、両方示すのであれば和暦をカッコ書きするという指導があったような気がするのですが、それについて事務局のご意見をお聞きしたいというのがひとつです。もうひとつは、これは山地先生しかわからないことだと思うのですが、電力の排出 CO<sub>2</sub> の目標を、かなり厳しく目標値を作って、かなり先になるのですが、0.31kg/kWh が 2030 年の目標になっているのですが、それはどのくらい現実的かなと言いますか、そう思って資料の 8 ページのみなし小売電気事業者の調整後の資料を見ると、各電気事業者 0.6kg から 0.3kg まで頑張っ、0.3kg というのはできるかなと思うのですが、結局再エネが変動するので、全部再エネにするとしたら、バッテリーをすごく使わないといけないので、どのくらい現実的かなと言いますか。それから、各電力会社のこの幅は何を意味するのかということ、差し支えない範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いします。

梅田座長：まず軽い話題を事務局からお願いします。

環境省：統計の西暦、和暦が混在してしまっているという資料の構成について、大変見づらい資料になってしましまして申し訳ありませんでした。おっしゃるとおり、西暦が統計等の資料を明記する上ではベースとなるものと思っています。文言の中に西暦が加わる時は、和暦に触れるべきところがあれば同時に表記させていただくとか、令和何年度の何々の文書と決まったかたちのものであれば、そのまま使わせていただくかたちにはなろうかとは思いますが、基本的には西暦の表示で統一して、資料を見やすいかたちで文章を構成したいと思っております。重い方の話は、後ほど山地先生にお話をお伺いするかたちになろうかと思っておりますけれども、地域の実情を踏まえて、できるところとできないところというのは、格差というか、実情が分かれてくる部分もあるかなと思っております。0.31 というのは、希望的な観測も含めて、排出係数のしきい値というところの引き下げを狙っていったものになりますけれども、イメージどおり単純線形にならない可能性というところを専門委員会でしっかり議論させていただくかたちになるものかなと考えています。事務局としましては以上になります。

秋鹿委員：ありがとうございます。

梅田座長：山地委員、お願いします。

山地委員：まず、政府の基本計画の目標は 0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh なんですね。0.31 というのは裾切りの数値ですよね。裾切りとしては厳しいところが確かにあるので、そこをどうするかというのは今後の動向を見ながらということ。今、出しているのは、見通しとして出しているわけで、実際に適用するかどうかというのは、今後の状況を見ながら判断することだと私は思っています。原子力が再稼働している九州や関西は 0.3 いくつというところにきているわけですね。政府目標が 0.25 なので、全体としていけないようにはならないようにエネルギー基本計画の電源ミック

スを決めているわけですので、できるだけ頑張ってもらいたい。2030年までということでしたら、大きく効いてくるのは原子力の再稼働ではないかと私は思っております。

秋鹿委員：ありがとうございます。

梅田座長：他にはご質問、ご意見等ございますでしょうか。それでは、2番目の検討方針として示された、建築物に係る契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。最初に建築物専門委員会の座長の野城委員のご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

野城委員：この環境配慮契約法ができました10数年前に、大きなメニューとして、公共建築の新築の際にフォーカスを当てた対策と省エネ改修についての環境配慮のメニューができたのですけれども、今日のご説明にございましたように、トータルなライフサイクルということから考えると2つの島くらいの感じでございますけれども、それをやはりライフサイクル全体に渡って切れ目なく環境配慮の契約にしていこうというようなことが目論まれているとご理解いただければと思います。様々なメニューがございまして、昨年度ではすべてのメニューについてこなしきれなかったもので、また今年も引き続き検討させていただくということが大きな見取りでございます。特に公共建築の新築はごくわずかでございます、むしろ既存のストックのGHGの排出の抑制をしていくということが量的に非常に重要になってきておまして、そここのところのメニューがこれまでESCO改修しかなかったというのがありますので、そこを分厚くしていくというのが大きな見取りでございます。2つ大きな芽が出てきて、それをどう制度に落とし込むかということが議論されております。ひとつはベンチマークがなければならぬだろう。それぞれの建物について、どれだけGHGを出しているかということについての自己認識がなければならぬし、それについて同じ地域の同種の用途の建物の中でどういう出っ張りや引っ込みがあるかということが、それぞれのステークホルダーの方々の出発点となりますので、それをステークホルダーに認識していただくような、エネルギー計測のデータ共有を増やしていこう。そのために、現在普及し始めているデジタル的な計測手段を活用していこうという見取りでございます。それがひとつと、特に小さい官署の公共建築が多くございますので、ほとんど技術職員がいない中で、こうするよと云うのもどうかということもございまして、今のベンチマークのことも含めて、小さい官署のエネルギー使用実態をデジタル手段でデータをコレクションして、IoTの手段等を使って制御していくといったような方向性。変なたとえですけども、イトーヨーカドーのような大型スーパーではなくて、同じ系列のセブンイレブンの店舗の方が、実は塵も積もればはるかに多いという認識のもとに改善していくような芽が出てきております。今年それをどう落としていくかということが大事になってきているところでございます。もうひとつは、この環境配慮契約法ができた時には、官庁の方がグリーン調達で先行していたのですが、今、さまざまな

不動産の投資の中で、証券化して投資をしていく、特に年金ファンドであるとか、生保のファンドは非常に厳しく GHG の排出量について見てきておりまして、むしろそうした民間ベース、特に国際的に起きている中で、座礁資産という考え方が出てきているんですね。それは、㎡あたりの CO<sub>2</sub> の排出量がある閾値を超えたら、投資対象から外すという厳しい動きが出てきていますので、そういう意味では環境配慮契約法ができてから 20 数年、民間の方に追い越されないように、官庁系でも民間に当てはめれば投資対象にならないのだというくらいに関係者一同が認識できるような物差しづくりですね。物差しの普及をしていく必要もあろうかと。このようなことを念頭に置きながら、今日ご説明申し上げたメニューの展開を図っていきたいと考えております。以上でございます。

梅田座長：ありがとうございます。次に、建築物専門委員会の原委員、いかがでしょうか。

原委員：私は経済法関係をやっている法学者ですので、専門的なことは知見はありませんが、建築の関係で今年度からライフサイクルというかたちで打ち出したのですが、その時に一番重要なものというのはデータです。その中心になるのは維持管理のデータで、新築にしても改修にしても使っていくということです。問題というのは、維持管理の実施比率を見ますと、30%前後とそれほど増えていないという印象です。令和4年度の実態を調べているかと思いますが、そこがどうなっているのかということと、令和5年度以降、ライフサイクルですとか連携ですとか、新しいかたちで打ち出していくということです。特に維持管理関係のデータ収集が実際にどのように行われているのか、ないしは行われていないとすれば、具体的にどういうメニューなりを提案して、取組を進めさせていくのかということところが重要と思っています。令和4年度の実施状況がどうなっているのかというのを、期待して見ていきたいと思っております。私からは以上でございます。

梅田委員：ありがとうございました。他の委員のみなさま、ご質問、ご意見等あればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。私からひとつお伺いしたいのは、原委員がおっしゃったように、国の建物でデータを取れるところが3割くらいということでしょうか。データが取れるように設備投資をするというお金はなさそうな感じがするのですが、その辺はどのような感じで対応されるのでしょうか。

環境省：公共建築の中で、どの程度エネルギーの計測ができるようなものが付いているかどうかということなのですが、基本的には、省エネ改修などがこれから進められる時には、BEMS といったエネルギー管理のシステムみたいなものを順次導入していくようなかたちになっていると理解しております。環境配慮契約法の実施率というものが、契約にあたって総合評価などで配慮したかどうかということが実績として3割ということなので、3割と申し上げたものがすべからくデータ計測ができるというかたちではないということをお補足させていただきたいと思ってお

ります。実際に BEMS が付いている施設がどれくらいあるかという話になってくると、今、手元に資料としてはないので、状況を確認させていただきたいと思っています。ところでございます。

野城委員：どの建物でも電力使用量の請求書がきていますので、BEMS のようなものでなくても、1 年間にどれだけグリーンハウスガスを出したかということについては評価のしようがありますから、そのあたりと精度の高い計測をどう利用していくあたりが知恵の絞りどころではないかなと考えております。

梅田委員：ありがとうございます。リーズナブルな方法で安心しました。その他、いかがでしょうか。野城委員、ありがとうございます。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは、3 番目の検討方針として示されました、自動車の購入等に係る契約ということで、これは専門委員会を立てるわけではないのですが、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。最初に大聖委員のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

大聖委員：42 ページのところで、文章的にちょっとおかしいところがありまして、「自動車の判断の基準が本年 12 月のエコカー減税の見直しによる改定が」と「が」が重なっているものですから、修正していただけますでしょうか。

環境省：申し訳ありません。修正させていただきます。

大聖委員：もうひとつは、減税対象となる燃費基準値が段階的に引き上げられるというのをおかしいので、達成率が段階的に引き上げられる、ですよね。2030 年で決まっていますから。そこをご注意いただきたいと思います。達成率を引き上げていくというのは、2030 年を目指して技術開発をこういうインセンティブ的な方向で促していくということなので、妥当だというふうに思っております。以上です。

梅田座長：ありがとうございました。文言の修正については、事務局からご返答いただいたということにして、他の委員のみなさま、ご意見、ご質問等があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。これは、この方針に沿ってやっていくということだけでっこうかと思えます。大聖委員、ありがとうございました。他に資料 2 で示された 3 つの契約類型以外の契約ですね。廃棄物の話も今日はありませんでしたが、その他の環境配慮契約に関する検討事項、課題などについて、ご意見、ご質問等あれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員：廃棄物が専門ですので、今日は項目がなかったので遠慮していました。一般的な疑問なのですけれども、環境配慮ということで、エネルギーの場合は CO<sub>2</sub> の排出係数が低いものがよいということで、目標を掲げて、それにできるだけ頑張るということなのですが、一般的には経済的効率が基本的になっていると思うのです。もっとも安いものを購入して、費用を最小にという基本があると思うのです。廃棄物分野でも、お金が非常にかかるリサイクルが良いのだから、リサイクル比率を高めることがいいのだというような、誤った誘導があつて、焼却して、発電して、売

電すれば、収入が入るのにも関わらず、リサイクル、資源循環率を高める選択がされている。それと同じように、温暖化対策という意味で CO<sub>2</sub> 係数の少ないところにもっていかうとする。この費用と、他の良いところの物差しがどういうふうに決められるのか。エネルギーの場合は、廃棄物を焼却して売電する。FIT 制度ではプラスチック焼却由来の電気は CO<sub>2</sub> を出すから FIT の対象にならない。廃棄物では、リサイクルは非常にいいことだから、それをやろうと言うのだけれども、無駄が多くて、資源をたくさん使ってリサイクルする。コストがかかるのだけれども、リサイクルは良いことだと受け入れられている。温暖化対策のためにコストを余分にかけて減らす意味が、どれだけ金銭的に意味があるのか。その関係を求めないと、非常に財政負担の高いものが、環境配慮という名の下に進められるということを危惧するのですけれども。その辺も一般論として常にあることなので、疑問に思いました。問題を投げかけたいと思います。

環境省：環境配慮契約法の趣旨というところで申し上げさせていただきますと、まず温室効果ガスの排出削減がこの法律の念頭に置かれている目標の部分にありまして、例えばコストだったり、サーキュラー、生物多様性、他の観点というのも諸々あると思うのですが、温室効果ガスの絶対量をどういうふうに減らしていくかというところが、この法律上の趣旨としてあると思います。一方で、環境配慮契約を実施できるかというのは、市場と言いますか、金銭的な影響というのはかなり大きいかなど思っています、それによってコストがかかってくることにメリットがないと、限られた予算の中でやっていただくということになっているので、制約がある中でどういうふうにやっていくかというところは、非常に難しい課題だなど思っております。あまり答えになっていないですけれども、環境性能として、CO<sub>2</sub> を減らすための取組を進めると費用が上がるということが相対的にあると思っています、その中で、どれだけ国等の中で率先して我々がやっていけるようにご協力いただけるか。環境省は旗振り役になりますけれども、喫緊の課題として思っているところです。

田中委員：日本の再生可能エネルギーのコストが非常に高くなっている。特に風力発電。太陽光も海外に比べると非常に高くなっている、CO<sub>2</sub> の排出係数が小さいからということで優先的に調達する目標を掲げて、号令をかけることが、日本への経済的なダメージ、国際的競争力を落とすことになっているということで、正当性をどういうふうに持たせるのか。海外では、リサイクル率を 30%とか 60%という目標を掲げることで体が裁判になったりして、なぜその数字が最適だということを証明できるのかというような議論になっている。日本はそういう議論がされずに進んでいるような気がして、非常に心配なのですけれども、EU はいろいろやっているけれども、EU の国際競争力を高めるための戦略として提案していますよね。堂々とそれを言っている。エネルギー効率の良いハイブリッド車なども EU では売らせな

い。電気自動車しか売らせないというようなことも平気でやりますよね。EU がやっていることは、ちょっと気を付けないといけないなと思っています。CO<sub>2</sub>が低ければ価値があるのならば、それに基づいて、例えば廃棄物発電の電力はCO<sub>2</sub>がゼロだからプレミアが付いて、通常の高さで市場で取り引きできるようにしてくれれば、ごみ発電が高く評価されるのですけれども、今、プラスチックを燃やすのがマイナスになって、CO<sub>2</sub>の係数もゼロにならないですよね。未利用とバイオと合わせればCO<sub>2</sub>はゼロになるはずなのだけれども、廃棄物の発電がCO<sub>2</sub>がゼロにならないというので、ごみの方から見れば、その辺も歯がゆいところですけどもね。

梅田座長：ありがとうございます。

秋鹿委員：田中先生の問題提起は非常に重要だと思います。環境と経済が両立するような方法でいかないと、国が成り立たなくなってくるという意味では賛成です。私が注目しているのは、3、4年前から環境省がカーボンプライシング委員会を年に数回設置して、何度もブラッシュアップして、バリューチェーンも含めて、環境と経済が両立するような方法を模索しているのではないかなと思っています。3、4年前まではフォローして、チェックをしていたのですが、最近はチェックしていないのですが、カーボンプライシングをある方向でまとめていくという方向になっているのではないかとこのように思っているのですが、その辺の情報が環境省の中で共有されているかどうかをお聞きしたいですね。環境省と経産省がこの問題を上手に、カーボンプライシングを通じて先導していただければ、もちろんそれを徐々に改定しながら良いものにしていく必要があると思うのですが、ヨーロッパ等でやっているような環境行政に対抗するような、国際的な、経済も勝つ、環境にも勝つというような状態が作れないのではないかなと思うんですね。すべてに対して環境省から答えが出るとは思えないのですけれども、カーボンプライシング委員会がどのくらい進んでいるのか。それに、この環境配慮契約法がどのくらい関与しているのかということを知る範囲で教えていただければと思います。

平尾課長：田中先生のご指摘にもある意味通じる場所があるのですが、カーボンにプライスがついていればどこまでやるかということが非常にわかりやすいというところがあるのだというふうに思います。GX と称して、脱炭素成長志向とかいろいろ申し上げておりますけれども、法律に基づく戦略というものも、間もなく閣議決定しようとしております。2月にGXの基本方針を定めておりますので、秋鹿先生からお話ありがとうございましたけれども、その中でカーボンプライシングをやるということにして、課金なりなんりの話も入れておりますが、大事なのは、今後投資をするのだということで、国が20兆円を種金にして、150兆円ほどレバレッジを効かせて、日本の競争力の話もありましたけれども、日本の成長に資する取組を支援しよう。電力のところと化石燃料のところと、賦課金を徴収して、それで回収していこうと法律として決めさせていただいております。ただ、詳細はこれから2年以内実施をするというこ

とになりますので、年限を決めてやっていこうということなので、その制度の具体化といふことも今後進めていこうというふうに考えております。その中でグリーン購入、グリーン契約といったものがどういった位置付けになっていくかということはあるのですが、カーボンプライシングを考えると、経済合理的に進んでいくであろうというところから、政府として率先していくという役割が求められるのであろうということとございまして、グリーンなものを作っていただく、そのための投資をしてくださいということで、賦課金なりを財源にして、その間移行債つなぎますけれども、投資をしていただくという中で、では、どういう需要が生まれるのかというところが課題になってきますので、それを政府の購入調達といったところで支えていくというのが大きな全体像となっていくのかと考えてございます。前任の脱炭素ビジネス室で、インターナルカーボンプライシングだと投資判断しやすいなという議論をしていたこともありますけれども、同じようなことがあるのだと思いますので、カーボンプライシングをやっていくということは大枠が決まった状況ですので、具体化の取組も進めつつ、そこから先に進んだところをどれくらいやるのか。おっしゃるとおり、べらぼうな額を負担して何でもかんでもということにはならないので、供給上の制約もありますし、そういったところでどの程度先に進んでいくかといったところを、0.31の議論もありましたけれども、今後の見通しを含めて、こういう方向に持っていくということも含めて、グリーン契約でも進めていただきたいということとございます。あまり説明になっていないのですが、申し訳ございません。

梅田座長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

野城委員：私が担当している建築分野でもカーボンプライシングの話が熱くなってきておりまして、先ほど座礁資産という言い方をしましたけれども、それをクリアするために、省エネ投資をできない場合は、カーボンのクレジットを買ってくるという動きがおきてきておりますし、逆に省エネした建物というのは光熱費が下がるだけでなく、カーボンクレジットを売れるというインセンティブがございまして、できれば、このグリーン購入法で公共建築がクレジットを売る方に回っていただけるといいかなと思っている次第です。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。大聖委員、お願いします。

大聖委員：毎回申し上げていることなのですけれども、この手法を地方自治体、民間事業者への浸透、普及を図るという努力もぜひやっていただきたいと思っております。まず隗より始めよという考え方に基づいています。現状、そういったものを採用している自治体や民間事業者はどの程度あるのでしょうか。

梅田座長：事務局、いかがでしょうか。普及努力をされていることを期待しているところなのですけれども。

環境省：まず私からお話させていただいて、事務局から補足をいただくというかたちでお話をさせていただきます。野城委員からお話が合った、公共建築のクレジットを売る

ようにというところは、クレジットが取れるかたちで、公共建築のライフサイクルにおいてCO<sub>2</sub>の削減というところは政府としても進めていかなければいけない。直近で言えば、新築のZEBの話をさせていただいておりますけれども、そういった率先的な取組を公共建築でも図っていけるように、環境配慮契約のみならず、関係省庁と連携して取組を進めて参りたいと考えてはおります。大聖先生からお話があった、地方公共団体、民間へ浸透というところでありますけれども、地方公共団体への普及促進というところに関しましては、地方公共団体にアンケートを取っております、直近の状況としては、例えば電気の供給であれば、組織的に取り組んでいるところが15%くらいでして、できていないのが7割くらいの実態です。他の契約に関しても、7~8割が取り組んでいないという声を聞かせていただいております。今後、普及、促進は、急務というか、実際に何が原因でというところで、理由を確認しながら、取組を深めて参るようなかたちで、検討を進めなければいけないなど。政策としての今後のあり方という部分で、検討余地が非常にある分野思っております。民間への波及というところも、合わせて検討していきたいと思っております。

事務局：大聖先生から度々ご指摘いただいておりますように、地方公共団体への普及ということについては、グリーン購入法と合わせて、環境配慮契約については各地方公共団体の方々に、契約方針を作るための支援事業、数としてはそれほど多くはできないのですが、毎年そうした支援を行っております。また、環境配慮契約の基本方針についての説明会等も行っております。ただし、環境配慮契約を積極的にやられている自治体は、様々参加されて知見を深めていらっしゃるのですが、取り組まれていないところに、いかに取り組んでいただくかというところを、これから考えていかなければいけないということは承知しておりますので、先生のご指摘も踏まえて、引き続き普及、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

梅田座長：この件は、いつもご指摘いただいていると思えますし、もう少し抜本的にないのでしょうか。グリーン購入の方がもう少し地方自治体に対して普及していますよね。環境配慮契約は、人手と啓発が足りない、自治体の担当者の問題と普及啓発という話になってくるのだと思えますけれども、もう少し何とかならないものですかね。

環境省：グリーン購入ができない自治体のアンケートなどでもよく出ている答えなのですが、契約にあたっての事務手続きに係る人材が不足しているという声があったりとか、国の契約方針では8類型定めているところですが、法律上の努力義務の中としては、地方公共団体は1つでも類型を作っていれば、その契約方針に基づいて契約をしていけばできますということをあまり知らない自治体もいるのかなというところもあって、例えば電力だけで、環境省は少し高い目標を作っている部分があるのですが、それぞれ再エネの調達割合であったりとか、しきい値を設定するという考え方をやってみようかなと、ひとつだけでも類型を絞って取り組まれる自治体が少しでも普及できれば、今のように2割、3割しか実施できていないという

状況は改善していける部分はあるのかなど。そもそも根本的にはそういう部分がまだ、法律が制定されてから15年くらい経過しているところなのですから、そこが至っていない部分もあるのかなど、個人的に思っている部分はあります。

梅田座長：地方自治体でカーボンニュートラル宣言をしているところもあって、再エネ導入とかやっていますよね。そういうところと環境配慮契約法が結びついていないということはないですか。ゼロカーボンとか再エネの導入みたいなことを言っている地方自治体は15%より多いのではないかという印象を持っているのですが、どうなのでしょう。

平尾課長：梅田先生のおっしゃるとおりかもしれませんね。地域脱炭素と旗を振ってやっているのと、今の数字とのギャップがあると思うので、言っていることとやっていることが違うというところと、気にしてやっていないかとか、これくらいのことは簡単にできますよとか、相手の意識がいつているところ、いつていないところ、いろいろとあろうかと思ったり、調達を漫然とやっている環境部局のスコープに入っていないかとか、いろいろとあろうかと思ったり。総合的にやっていきたいと思ったり。ありがとうございます。

梅田座長：ありがとうございます。ぜひその辺をやっていただくと波及効果も大きいと思いますので。大聖委員、問題提起ありがとうございます。他にございますでしょうか。

## (2) 検討スケジュールについて

梅田座長：そうしましたら、次の話題に移りたいと思います。資料3の検討スケジュールについて説明をお願いいたします。

環境省：(資料3説明：省略)

梅田座長：ありがとうございました。本年度の基本方針検討会および専門委員会のスケジュールについてですが、ご質問、ご意見等あれば、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこのとおりに進めさせていただきたいと思ったり。本日の議題はすべて終了いたしましたので、ご議論についてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。それでは議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

環境省：本日、委員のみなさまにおかれましては熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきたいと思ったり。ありがとうございました。

以上